

道路法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 行政庁の許可により道路の占用ができる施設及び道路内に建築することができる建築物として、高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける自動車に動力源としての電気を供給するための施設等を追加するものとする。

(本則関係)

第二 この政令は、令和六年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)